

蓮月院師の「他利他」義解釋について

藤谷大圓

日溪、海東等の十一師の解釋を批判し、自説を大要次の如く述べられている（續眞宗大系所收）。

この問は、論の「速得」について出されたもので、「他利も利他も言の左右で、いづれにもせよ他の衆生が利益を蒙ること故、わざ／＼利してやるならば利他なり、自然と利益せらるゝならば他利なり」。彌陀と衆生（五念修行の善男善女、即ち善巧攝化章以下の菩薩）と、一般世間（他利他その他）なる三者の關係において、五念の行者（衆生）が一般世間を利益する場合、衆生（五念の行者）から云えば、それは自行が自然に化他として流れ出るのだから他利と云うべし。しかるに「なぜ利他と使うたが速得の所由ぞと云えば、覈求其本等と。利他とは彌陀如來を増上縁とする目なり」。論文には自利々他の語、今の他に二處あり。何れも佛の二利を云う。今處に菩薩（衆生）の二利を自利々他の語を以てするは、これ「佛力を加へ給ふが故である」云々、と以上の如く述べられている。

蓮月院師のこの解釋は、よく論註全體の意趣に合致するのみでなく、曇鸞教學の背景となつている龍樹教學より論註への相承を明らかに示されていると考えられる。即ち、

中論は、空勝義諦の顯正に主眼を置いているが、空が空無自性であるためには「空亦復空」として空自らをも空してゆかな

ければならない。智度論に強調される般若波羅蜜は、空が自らを無限に空じゆく相、即ち空性の行用に他ならない。そして、その般若波羅蜜、即ち空性の行用なる、菩薩の自利々他の無限展開は、如來の變化身たる應身として人天に現じ、救済の名告り、即ち教法を施設するに極まる。如來の救済が、「名號爲體」なる教法として言説の世界にまでさしのべられる時、云いかえるならば、言説戲論の習氣によつて生死に「輪轉」する「世間」にとつて、その言説が如來の教法と置き換えられる時、世間は戲論を轉じて諸法緣起であり、空無我である道理の如實智を生じ、我法二空を行じて勝義空を證得するのである。十住毘婆沙論は、まさしくこの如來の救済によつて戲論の世間が勝義諦に悟入する筋道を明すのである。そこで、こうした中論↓智度論↓十住論の展開を、今度は逆に辿ると、十住論における下劣の凡夫が執持名號によつてやがて自利々他して勝義諦に悟入するは、智度論に説く般若波羅蜜の行用に依るのであり、覈求其本すれば、中論に説く勝義空が自らの義を圓滿成就する相に他ならない。かようにして、勝義空證、般若波羅蜜（行）、名號（教）は圓環的關係にあるのである。云うまでもなく、この證、行、教の圓環的關係は、中論、智度論、十住論の夫々において學び得ることではあるが、今は三書の主眼點について、その間の論理的展開を辿つて見たのである。

こうした龍樹教學の根本義を、先の蓮月院師の他利々他義解釋に當てて見ると、智度論に説く般若波羅蜜が五念修行の衆生、その衆生が言説戲論の世間なる他を利益するが他利である。處がその他利なる般若波羅蜜の行用も覈求其本すれば阿彌

陀如來(佛)なる勝義空が自らの義(本願)を成就する力用に他ならないから、佛より云えば利他と云うことになる。

もともと諸經論の上では、他利と利他とは殆どの場合、同意に取扱われ、唯、唯識論では自受用身の時は他利、他受用身の時は利他と區別せられているに過ぎないと述べられている。ところが、論註にあつては、こうした諸經論の取扱いに順じながら、しかも利他の語の意義を重視し、その義を證誠するに三願を引き、遂には「後學者……勿自局分也」と嚴誠せられたのである。この一見勝手な、こじつけの如き論註の釋が、實は、却つてそこに龍樹より曇鸞への相承を知るのみならず、般若經の次の文が注意せられる。

我我所の心なくして六波羅蜜を行ずる時、此の人は、「般若波羅蜜万便力の護る處と爲るが故に、聲聞辟支佛地に墮せず、疾く阿耨多羅三藐三菩提を得」と。

今、五念門の行者は、「三種の菩提門相違法を遠離し」、「三種隨順菩提門法を滿足」しての化益である故に我々所の心なき波羅蜜行である(廣略修行成就、從つて他利と云うべし)。しかもこの化益を「覈求其本」すれば「力願相符」うた彌陀方便力の然らしむるところである(利他なり)。故に「速得成就」となる。

まことに、龍樹教學における般若・空の教法は、鸞師にとつては淨土論によつて初めて「五濁之世無佛時」における大乘無上法たり得たのであつた(鸞師の傳記と卷頭の「此無量壽經優婆提舍」云々の文と對考すべし)。

かくて、蓮月院師の解明によつて、吾々はここに初めて、他利々他の釋が宗師の深義たることを解了せしめられ得たと同時

に、海東師が顯深義記に、善巧攝化章以下の菩薩を、五念所修の善男善女、還相廻向の菩薩、法藏菩薩の三者の義を含むと解せられたことの妥當性も顯了となつた譯である。

親鸞の越後に於ける生活に就て

寺西 惠然

宗祖の配謫の場は、最初は流人小屋の程度のもので、わびしい生活であつたが、一年經過して幾分、緩和されて草庵造りのようなものへ移住されたようである。次に流罪について少し觸れて置かねばならぬが、中古の刑法は、笞、杖、徒、流、死の五刑で外に加役流を加えると六刑となるが、此の内、宗祖は死刑に次ぐ重罪でしかも、流刑に近流、中流、遠流の三つある中、最も重い遠流に處せられて居るから極重の刑と云はねばならぬ。しかも五年の刑期中、初め一年は、徒の刑に服せねばならぬ。徒は、唐律疏義に云ふ如く徒は奴であつて奴隸と同じく、還俗せしめられて俗名を得たからには、勞役をしなければならぬ事になつて居る。しかも老人でなければ、必然的に一ヶ年の勞役に服せしめられる、一年終ると流罪者として生活に入るのである。

法學博士瀧川政治郎著、日本奴隸經濟史には徒と奴の事が詳説され、法曹主要抄には三流のことが明である。次に生活の主食は勿論官糧を給することになつて居る。

衣類に關して翻譯名義集に魏時代の色衣制定が出て居るが、